

コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について

田原市コミュニティバス中山線で使用する車両について、移動等円滑化基準第43条の規定に基づき適用除外を受けるため、田原市地域公共交通会議の合意を求めます。

■適用除外認定を受ける車両

田原市コミュニティバス中山線車両

■移動等円滑化基準の適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法、平成18年法律第91号)では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどのバリアフリー基準の適合が義務付けられています。

しかし、道路や地形上の問題等によりバリアフリー基準を満たすことが困難である場合、乗車定員が23名以下であって、車両重量5トン以下の自動車について、公共交通会議の協議を調べ地方運輸局に申請し認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となります。

1. 更新車両の導入について

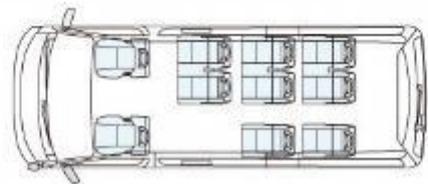
田原市コミュニティバス(中山線)で使用しているワゴン車両(定員10人)は、平成27年の導入以降9年が経過し、走行距離は48万 km を超え、エンジンの摩耗による故障が目立つようになりました。

当該路線は道路が狭く、中・大型バスでの運行は困難であること、また1便あたりの乗車人数を考慮し、移動等円滑化基準の適用除外認定を受けることで、当該車両を田原市所有の同型式のワゴン車両へ更新して運行します。

なお、移動等円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者については福祉タクシー等の利用により、移動手段の確保を図ることとします。

2. 導入する車名及び型式

| 車名 | 型式 | 乗車定員 | 幅 | 車両総重量 | 備考 |
|-----------|-------------|------|-------|---------|----|
| トヨタ ハイエース | CBA-TRH224W | 10人 | 188cm | 2,640kg | |



3. 認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容

- 第 37 条第 2 項第 2 号 :乗降口のスロープ
- 第 39 条 :車いすスペース
- 第 40 条第 1 項 :通路の幅
- 第 40 条第 1 項 :通路の手すりの間隔
- 第 41 条 :運行情報提供設備等

路線図(全景)



系統キロ:20.3km 1日あたり運行回数 7.0回